

滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性

1. これまでの経過と課題

- 廃棄物処理法においては、産業廃棄物の処理は排出事業者責任とされている。
- 一方、整備構想当時の産業廃棄物の排出量や最終処分量、不法投棄や不適正処理の発生状況等を踏まえ、これらの適正な処理を確保するため、民間で整備が困難であると考えられる産業廃棄物管理型最終処分場(以下「最終処分場」という。)として、県の関与(公共関与)によりクリーンセンター滋賀(以下「センター」という。)を整備した。
これまで、センターの健全な運営のため、県から財政支援等を行ってきたところ。
＜所在地＞ 甲賀市甲賀町神
＜設置・運営＞公益財団法人滋賀県環境事業公社
＜経過＞
 - 平成4～5年 地元自治体(甲賀町、土山町)に対する処分場構想の説明・協力依頼
 - 平成10年 環境アセスメント着手
 - 平成15～16年 地元自治体と協定書締結
 - 平成17年 廃棄物処理施設設置許可
 - 平成20年3月 第1期施設整備工事完了
 - 平成20年10月 開業
 - 令和5年10月 埋立期間(15年間)終了予定
- 現時点で県内に民間の管理型最終処分場の設置予定はない。
- 将来的な行政課題として、センター埋立終了後の最終処分場について、今後、早い時期に一定の方向性を示すこととしている(「センターの今後の運営に係る基本方針」(平28.10県策定)ことから、検討・決定を行うものである。

2. 産業廃棄物最終処分方向性検討事業(H30年度)

- 産業廃棄物最終処分の今後の方向性に係る検討に際しては、県内産業廃棄物の発生量や近隣最終処分場の動向等に大きく左右されるため、平成30年度、調査分析を委託し状況把握と将来予測を行うとともに、センター埋立終了後の最終処分場について、懇話会を設置し、意見を聴取した。
- その結果を、「管理型産業廃棄物最終処分に係る現状および課題等」「管理型産業廃棄物最終処分の今後の方向性案」としてまとめたところ。＜内容は別添のとおり＞
- その中で、今後の方向性案として次の4つの方向性の案を整理し、それぞれ特徴、メリット・課題等について整理した。

- 1 県が関与した管理型最終処分場を整備するモデル
 - 1-1 現在と同様に公共関与の度合いが高い管理型最終処分場を整備するモデル
 - 1-2 現在よりも公共関与の度合いが低い管理型最終処分場を整備するモデル
 - 2 県が関与した管理型最終処分場を整備しないモデル
 - 2-1 先端的なりサイクル等を行う事業者を支援するモデル
 - 2-2 民間による最終処分場の整備・運営を支援するモデル
- 4つの方向性の案の中で、県が関与した管理型最終処分場を整備せず、先端的なりサイクル等を行う事業者を支援するモデル（2-1）について、既に行っている施策の拡充であり、他府県での実施事例もあることから、現時点での実現性が高いものとした。
- 一方、県が関与した管理型最終処分場を整備するモデル（1-1、1-2）については、「埋立量および採算性の確保が困難と予想されること」、「整備費用等について県の負担が大きいこと」、「候補地の選定・確保が難しい」などから、現時点での実現性が低いものとした。

3. 関係者との意見交換（H31.2～R1.9）

- 産業廃棄物最終処分方向性検討事業の結果に基づき、昨年度末から本年度にかけ、排出事業者、産業廃棄物処理事業者等の関係者と意見交換を行った。
 - その中で寄せられた意見は「別紙」のとおりであるが、これをまとめると、次のとおり
- (1) 管理型最終処分場の必要性については、大きく3つの意見が見られた。
- ① 特に排出事業者から「企業誘致や企業活動等のため、県内に最終処分場があった方がよい」との意見
 ※ただし、必ずしも県が公共関与したものが必要であるとの意見ではないと考えられ、むしろ、民間と協働しての対応または民間の整備に対して県が支援を行うことも含めて対応を求めるものもあった。
 - ② 民間単独での設置は困難と考えられる等の理由により、行政が対応する方がよいとの意見
 ※ただし、必ず県が公共関与したものが必要とする意見は特になかった。
 - ③ 公共関与による管理型最終処分場を設置することの実現性が低いとの県の整理について理解する意見
- (2) 最終処分場が必要とする意見の中には、安定型の最終処分場でも対応可能なもの（がれき等）を念頭に置いたものもあると考えられた。
- (3) また、廃プラスチックの問題（海外でのプラスチックごみの受入規制による国内での滞留）の影響を懸念する意見も寄せられた。

4. 滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性

2、3の結果を踏まえ、方向性について次のとおりとする。

(1) 以下の理由を総合的に考慮した結果、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わないこととする。

<理由>

① 平成 30 年度に実施した産業廃棄物最終処分方向性検討事業の結果から、下記の理由により県の公共関与による管理型最終処分場の整備には課題等が多く、実現性が低いと判断されること。

ア 排出量の動向や不適正処理の減少、リサイクルの進展等により、従来公共関与が必要とされてきた事情が変化してきていること。

イ 産業廃棄物の排出量および最終処分量は、今後、微減で推移する見込みであり、近隣府県の民間事業者や大阪湾フェニックスで管理型最終処分場の拡張計画があることから、埋立量および採算性の確保が困難となることが予想されること。

ウ 整備費用等について県の負担金額が大きいこと。

エ 土地の面積、形状、法的条件、周辺住民や地元自治体の同意を含め、候補地の選定・確保が困難であること。

オ 関西では、公共関与による管理型最終処分場として大阪湾フェニックスが運営されていること。

② 関係者との意見交換を実施したが、下記のとおりと考えられるところであり、①の課題等を考慮すると、県の公共関与による管理型最終処分場を整備しないことがやむを得ないと思料されること。

ア 企業誘致や企業活動等のために県内に最終処分場を求める意見や民間での設置が困難と考えられる等の理由により行政の対応を求める意見はあったが、必ずしも公共関与が必要であるとの意見ではないため、民間による様々な対応も考えられること。

イ 公共関与による処分場にこだわる意見は特に見られなかったところであり、産業廃棄物の処理は本来排出者責任であることから、法に基づき事業者の指導等を行うとともに、まずは民間主導による整備も含め様々な取組を支援する方向性も必要と考えられること。

ウ 「廃プラスチックの問題（海外でのプラスチックごみの受入規制による国内での滞留）を懸念する意見については、廃プラスチックは最終処分による対応ではなく、極力リサイクルによる減量化等を促進していく方向性が望ましいこと。

(2) ただし、県内に管理型産業廃棄物最終処分場がないことによる影響も考慮し、先端的なリサイクル等を行う事業者を支援するなどにより産業廃棄物の最終処分量の一層の削減を図るほか、処分先の情報提供など県内の排出事業者の最終処分に対する支援について実施していく。

具体的な支援の方策については、関係者の意見も聴きながら引き続き状況等について検討の上、センターの埋立て終了を控えた令和4年度までを目途に一定の方策を検討する。

<理由>

- ① 県内に管理型最終処分場がなくなることへの影響を懸念する意見も寄せられたことも踏まえ、また、実際に県内の排出事業者等の事業活動に対する影響が小さくなるよう、引き続き動向等を注視し、必要な支援を実施していく必要がある。
- ② 「リサイクルの推進等による最終処分量の削減」および「排出事業者の最終処分に対する支援（処分先についての情報提供など）」の2つの観点から支援を検討する必要がある。
- ③ また、必要な支援の方策を検討するに際しては、引き続き、関係事業者等の意見を聴き、その反映に努めながら今後の状況に応じて検討を行い、センターの埋立て終了を見据えて支援策をまとめる必要がある。

(3) また、民間事業者において管理型産業廃棄物最終処分場の整備が今後計画された場合は、その内容に応じて、県として情報提供・助言等の必要な支援を実施していく。

<理由>

- ① 現在、県内に民間事業者による管理型産業廃棄物最終処分場の整備計画はないが、状況の変化等により、今後計画される場合も考えられる。
- ② その場合は、意見交換において事業者より最終処分場を求める声があったことも踏まえ、県内における産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、その計画内容に応じ、その円滑な整備・運営等が図られるよう、情報提供・助言等の支援を行うことが必要と考えられる。

産業廃棄物最終処分方向性検討に係る意見交換(意見まとめ)

平成31年2月～令和元年9月にかけて、産業廃棄物の排出・処理に係る団体に対し、平成30年度の方
向性検討に係る検討状況について説明し、意見交換を実施し、主な意見は下記のとおり。

1. 今後の処分場整備の方向性に係るもの

(1) 県内での最終処分場が必要とするもの(民間による整備も含め)

意見内容	排出事業者	処分事業者
ア 企業誘致等の観点から		
・ 県内に施設があると安心して企業誘致が進む。		○
・ 工場立地、県外流出対策のために処分場の確保が必要。	○	
イ 排出事業者の事業の観点から		
・ 事業者としては県内に確保してもらえるのが安定処理の点からベスト。	○	
・ 海外でのプラスチックごみの受入れ規制等からして、(整備コストがかかっても)整備する必要があるのではないか。	○	○

(2) 公共関与による最終処分場があった方がよい(行政が対応した方がよい)とするもの

意見内容	排出事業者	処分事業者
ア 民間による整備の困難性から		
・ 県のテコ入れがないと民間での処分場の設置は困難。	○	
・ 民間設置は難しいので、官民連携して取り組むことが必要。	○	
・ 場所の問題があるため公共で対応するのがベター。	○	
イ 排出事業者の事業の観点から		
・ 建設業界の支援のため、行政で維持をお願いしたい。	○	
・ 県外に運ぶとコストが高つくので、今までどおり行政に助力願いたい。	○	

(3) 前年度の検討結果(公共関与による管理型最終処分場の設置の実現性は低い)に理解する意見

意見内容	排出事業者	処分事業者
ア 設置しないことが理解できるとするもの		
・ 今後もリサイクルを進めていく2-1案(公共関与によらず民間のリサイクル事業者を支援するもの)に妥当性があると思う。	○	
・ 方向性としては2-1と1-2(公共関与し民間の手法を取り入れる)の間ではないか。	○	
・ 現在のクリーンセンターのような良好な経営状況が続くのなら次期処分場があってもよいのではないかとと思うが、説明内容から実現の可能性が低いようである。		○
イ 設置しても経営が困難と考えるもの		
・ 整備の要望をしておきながら、実際の処分は料金等を考慮して他の処分場へ持ち込むという事業者側の問題がある。これでは処分場の経営が困難。	○	

2. その他

意見内容	排出事業者	処分事業者
ア 処分場を設置・運営する場合のアドバイス		
・ 地元対策費を他施設並みに抑制した上で土地取得を含め費用負担を検討すべきではないか。		○
・ 収益面については民間の知恵を借りるべき。	○	
・ 各県ごとに設置するのではなく広域的な対応を検討してはどうか。	○	
・ 施設設置に係る県の許認可のハードルが高い。審査方法を見直してもらいたい。	○	
イ プラスチックの受入れ規制の問題		
・ プラスチックごみ受入れ規制の影響により、排出量は今後増加するのではないか。	○	○
・ 長期的に排出量が減っていくのは理解するが、国内における廃プラスチックの滞留などの短期的な問題への対応の視点も必要ではないか。		○
・ 処理業者からの受入れ拒否や受入れコストの上昇に苦しんでいる。	○	

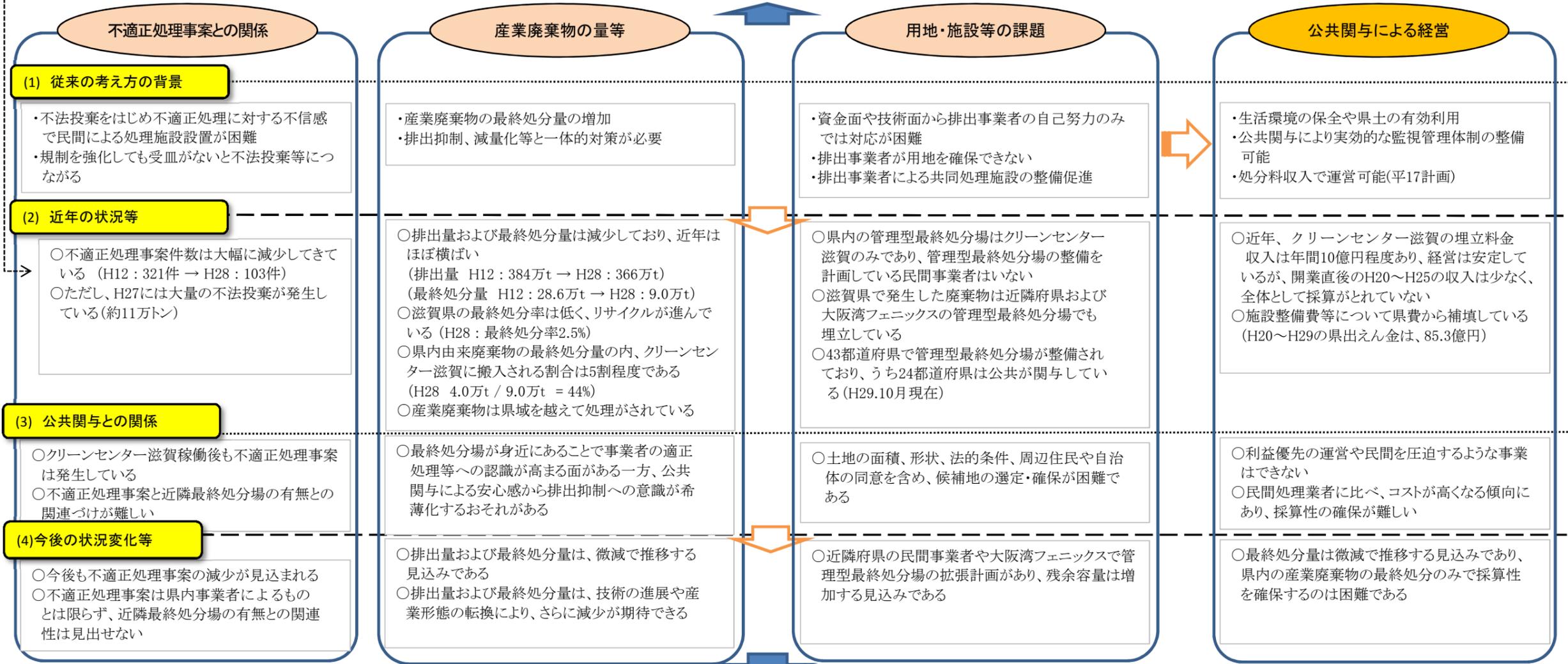
廃棄物処理法
(昭和45年制定)

産業廃棄物の処理は排出事業者責任が原則。一方で、適正な処理を確保するため、地域の実情に応じて公共関与が行われてきた。

【法規制強化】 【不法投棄等に係る罰則規定の強化】 不法投棄罪(昭和45年) 5万円以下の罰金 → (～平成22年改正) 5年以下の懲役若しくは1千万円(法人3億円)以下の罰金または併科
 【排出事業者責任の強化】 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度(平成9年)創設、使用義務化 → (～平成22年改正) 制度違反勧告に従わない者への措置強化、罰則追加等
 (～平成29年改正) マニフェストの虚偽記載等に関する罰則強化等

◎ 従来の考え方

廃棄物減量化等、最終処分場不足への総合的対応策を講じるとともに、廃棄物適正処理のため、その基盤整備が不可欠。民間での整備が困難であると考えられる処理施設は公共関与により適切に整備。



◎ 今後の方向性の案

管理型産業廃棄物の最終処分に係る今後の方向性については、以下の案が考えられる。

1. 県が関与した管理型最終処分場を整備する
 - 1-1 現在と同様に公共関与の度合いが高い管理型最終処分場を整備する
 - 1-2 現在よりも公共関与の度合いが低い管理型最終処分場を整備する
2. 県が関与した管理型最終処分場を整備しない
 - 2-1 先端的なリサイクル等を行う事業者を支援する
 - 2-2 民間による最終処分場の整備・運営を支援する

《管理型産業廃棄物最終処分の方々の方向性案（特徴、メリット、課題等）》

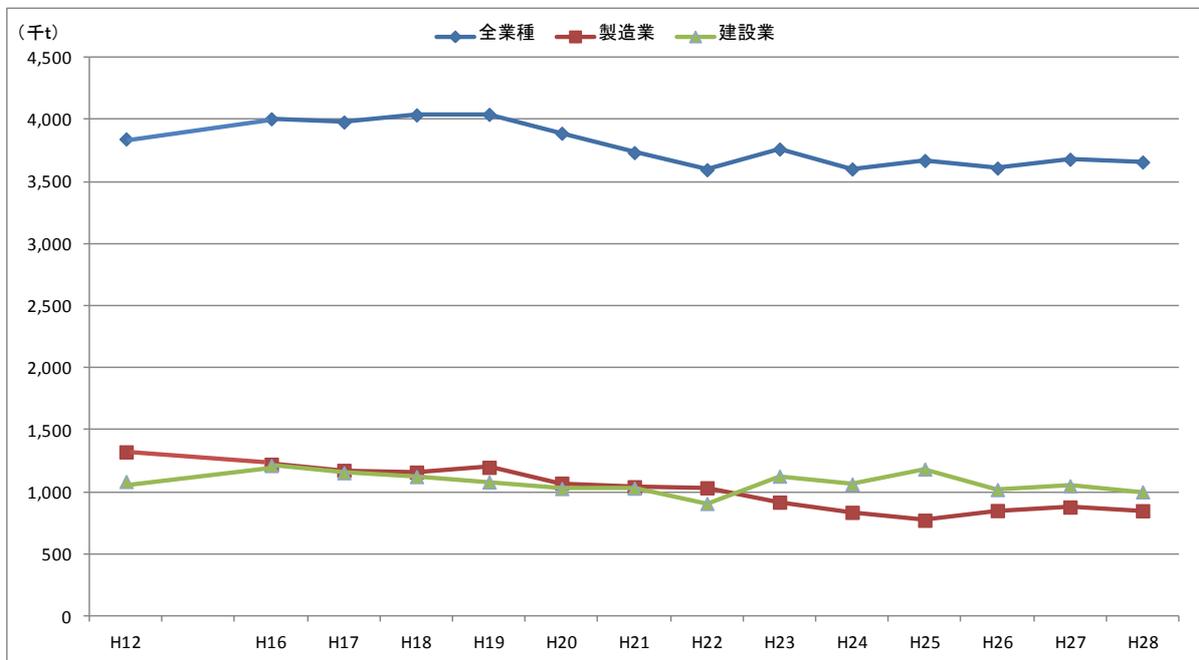
方向性の案	1. 県が関与した管理型最終処分場を整備するモデル		2. 県が関与した管理型最終処分場を整備しないモデル	
		《公共関与の管理型最終処分場を整備する理由・視点》 民間の容量不足、産業活動の発展、中小事業者の最終処分先		《公共関与の管理型最終処分場を整備しない理由・視点》 排出事業者責任が基本、民間または広域処分場で容量確保可能、搬入量・採算性確保が困難
概要・特徴等	1-1 現在と同様に公共関与の度合いが高い管理型最終処分場を整備するモデル ・クリーンセンター滋賀と同様の整備・運営方式。 ・全体の事業費や県の負担金額は、他のモデルと比較して最も高くなる。 （クリーンセンター滋賀には、県が人的支援・財政支援をしている。）	1-2 現在よりも公共関与の度合いが低い管理型最終処分場を整備するモデル ・PFI 等による整備・運営方式。 ・近年、一般廃棄物処理施設の整備・運営に PFI や準 PFI 的手法を導入することが多くなってきている。 ・全体費用や県の負担金額は、1-1 に次いで多くなる。 ※PFI：公共施設等の建設や運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法	2-1 先端的なリサイクル等を行う事業者を支援するモデル ・先端的な減量化、リサイクル、研究を行う事業者に財政支援等を行うなど、現行制度を拡充する。 ・多くの府県で実施されている。	2-2 民間による最終処分場の整備・運営を支援するモデル ・最終処分場を整備・運営する民間事業者に財政支援や技術支援、助言等を行う。 ・左記 2-1 と並行して行うことも可能である。 ・他府県で、民間事業者による最終処分場の整備・運営を支援した事例は少ない。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 県内で中間処理からリサイクル、最終処分まで含めた安定的な処理を継続できる。（公共側） 公共が適正な処理に直接関与できる。 災害廃棄物の一時保管や処理の受け皿としての機能も期待できる。（事業者側） 公共が関与しているため、事業者が安心して処分を委託することができる。 		<ul style="list-style-type: none"> 民間主導で、3Rの推進や最終処分場の確保を効率的に進めることができる。 県の負担金額が少ない。 	
		(公共側) ・県の負担金額は、1-1 と比較して小さくなる。		(事業者側) ・実際のニーズに沿った支援を受けることができる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> (公共側) 産業廃棄物の排出量および最終処分量は、今後、微減で推移する見込みであり、近隣府県の民間事業者や大阪湾フェニックスで管理型最終処分場の拡張計画があることから、埋立量および採算性の確保が困難となることも予想される。 整備費用等について県の負担金額が大きい。 整備費用等について事業者の一部負担を求めることが必要となる可能性がある。 土地の面積、形状、法的条件、周辺住民や地元自治体の同意を含め、候補地の選定・確保が困難である。 公共関与の最終処分場が身近にあることで、事業者の排出抑制への意識の希薄化を招くことが懸念される。 		<ul style="list-style-type: none"> (公共側) 公共は間接的な関与となることから、事業者の最終処分先に関する情報提供を適切に行う必要がある。（事業者側） 県外へ産業廃棄物を搬出する場合、都道府県によっては受入れに係る事前協議を必要とし、事務手続きが増加する。 なお、県外へ中間処理目的で数十万トンが搬出されている現状から、手続きに慣れた事業者も多いと思われる。 県外へ産業廃棄物を搬出する場合、収集運搬業者は搬出先の都道府県の許可を取得する必要があり、事務手続きや審査手数料の負担も生じる。 なお、滋賀県から県外へ搬出した実績のある収集運搬業者は数百社あり、他府県の許可を持つ運搬業者は少なくない。 	
		(公共側) ・業務内容やリスク分担等についての検討、事前手続等の業務が増え、1-1 に比べて、より多くの期間を要する。	<ul style="list-style-type: none"> 管理型産業廃棄物の最終処分量は将来的に減少していくと予測されるものの、県内または近隣府県に最終処分場が必要。（公共側） 事業者の処理技術等への県の評価・審査機能を高める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が最終処分場を整備する場合、周辺住民や地元自治体の同意を得ることは、1-1 や 1-2 に比べて困難が予想される。
実現性等	<ul style="list-style-type: none"> 上記のさまざまな課題を解決する必要性があり、現時点での実現性は低いと考えられる。 		<ul style="list-style-type: none"> 1-1 に比べ県の負担は少なくなるものの、現時点での実現性は低いと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 既に行っている施策の拡充であり、他府県での実施事例もあることから、現時点での実現性は高いと考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、県内で管理型最終処分場の整備を計画している民間事業者はなく、実現性は低い。 ただし、県等が一定の支援をすることにより、今後、最終処分場を整備しようとする事業者が現れた場合は、実現性が高まることが考えられる。 			

《参考資料》

1. 滋賀県の産業廃棄物量の推移

(1) 排出量の推移

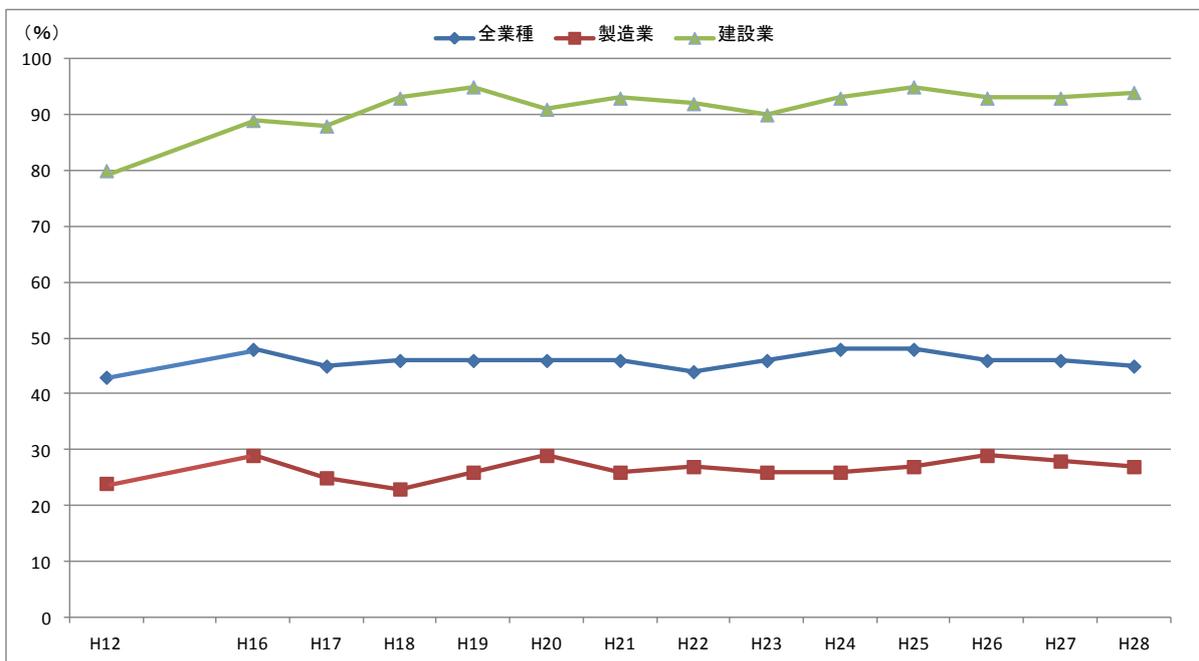
県内で発生する産業廃棄物の排出量は、平成 20 年度以降、減少傾向にあり、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。製造業の汚泥、建設業のがれき類の排出量の割合が多くなっています。



出典：滋賀県産業廃棄物処理構造解析調査報告書（多量排出事業者や産業廃棄物処理業者等の排出及び処理実績データを基に、業種別、種類別等ごとに整理を行い推計したもの。H13～H15は未調査のため把握できていない。以下同じ。）

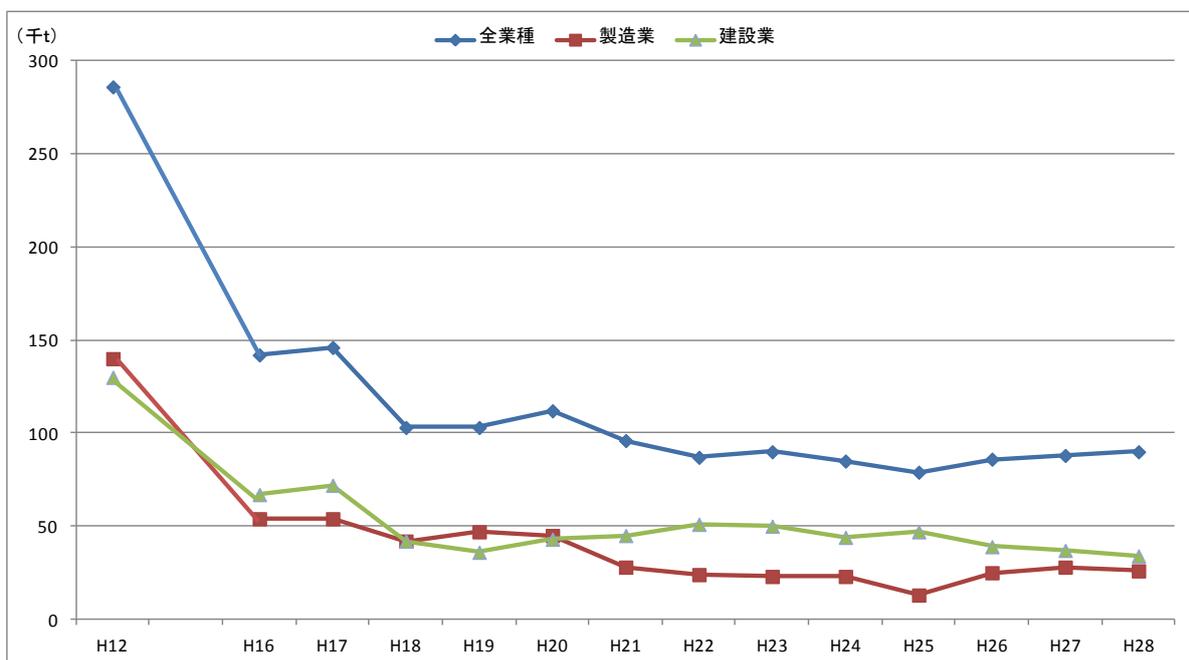
(2) 再生利用率の推移

産業廃棄物の再生利用率は、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。建設業の再生利用率が高くなっています。製造業は中間処理による減量化の割合が高いため、再生利用率は高くありません。



(3) 最終処分量の推移

県内で発生する産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度から大きく減少しました。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。建設業や製造業の最終処分量の割合が多くなっています。



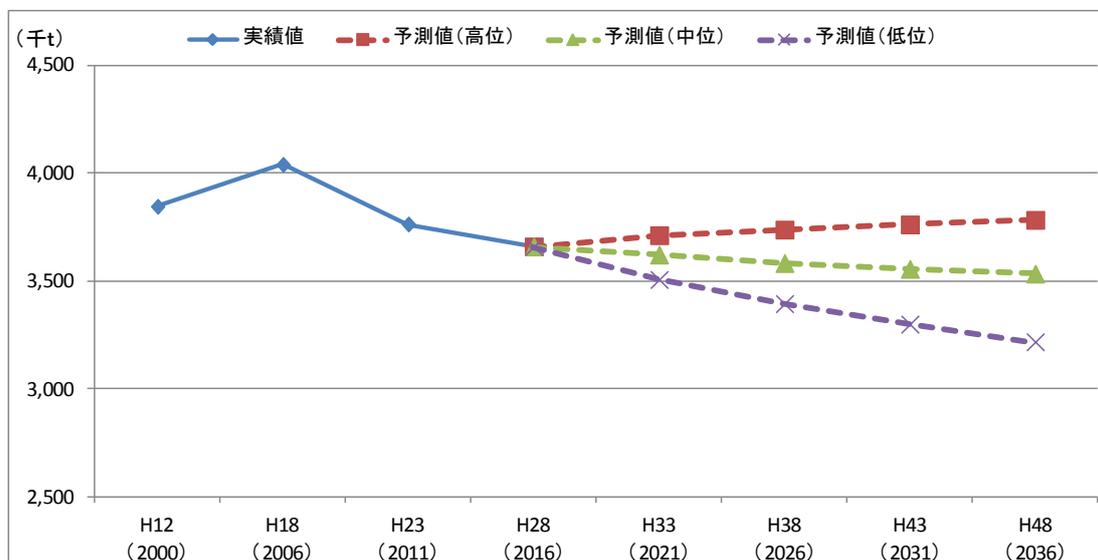
2. 産業廃棄物量の将来見込み

産業廃棄物量の将来見込みに関しては、業種ごとに産業廃棄物と関係のある経済指標（県内総生産、元請完成工事高等）および適合度の高い回帰式を用いて、今後は大きな技術革新や法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における排出量と業種ごとの経済指標等との関係は変わらないと仮定して予測しました。

また、予測結果の増減を高位、中位、低位の3つに分け、中位推計は標準的な予測、それよりも増加する予測を高位推計、減少する予測を低位推計としました。

(1) 排出量の見込み

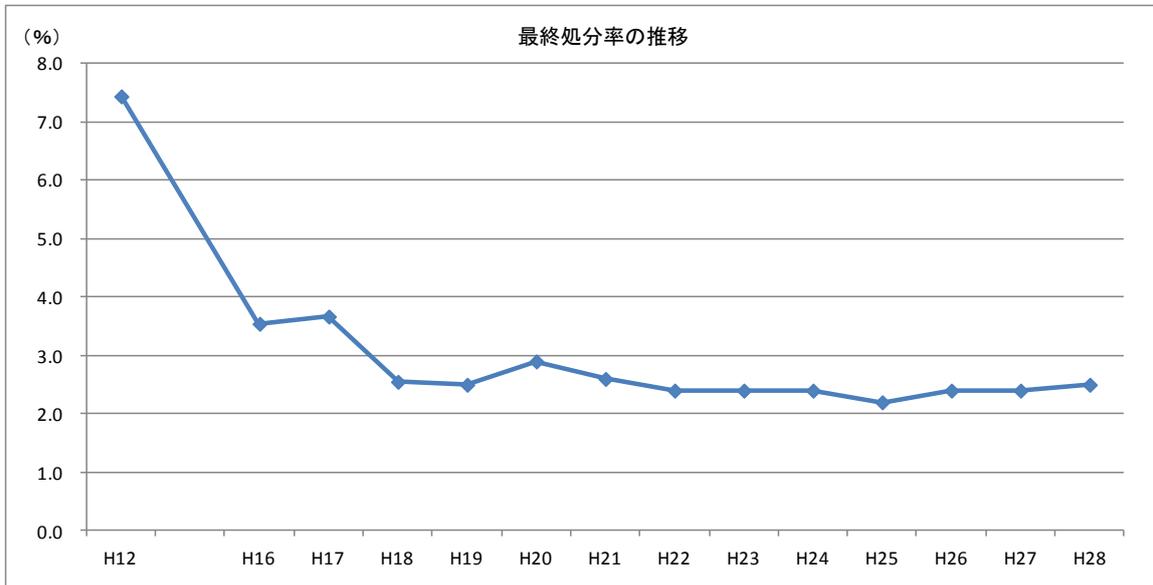
産業廃棄物の排出量は、今後は微減で推移する見込みです（中位推計）。平成 48 年度（2036 年度）は平成 28 年度（2016 年度）に対して、高位推計では 3%の増加、中位推計では 3%の減少、低位推計では 12%の減少が見込まれます。



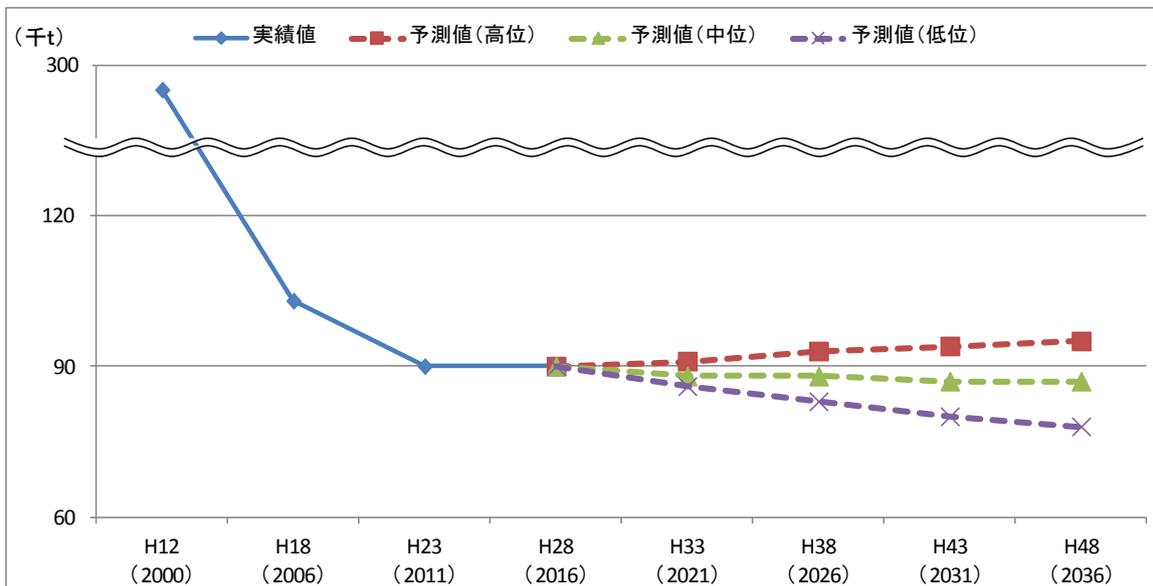
(2) 最終処分量の見込み

県内の最終処分量は過去から大きく減少しましたが、近年の最終処分率をみると、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。

そのため、最終処分量の将来見込みは、現時点における業種ごとの最終処分率が将来も変わらないと仮定して予測しました。



最終処分量は、今後は微減で推移する見込みです（中位推計）。平成 48 年度（2036 年度）は平成 28 年度（2016 年度）に対して、高位推計では 6%の増加、中位推計では 4%の減少、低位推計では 13%の減少が見込まれます。



(3) 予測結果のまとめ

将来の産業廃棄物量について、複数の方法で予測しました。10年後、20年後の最終処分量は、1割程度の増減幅は想定されますが、標準的な中位推計によると、平成28年度より微減の水準で推移すると見込まれます。

今後、さらなる排出抑制やリサイクルの推進により、最終処分量の削減が期待できます。

(単位：千トン)

	平成28年度 (2016年度) ＜実績＞	平成38年度 (2026年度) ＜予測＞	平成48年度 (2036年度) ＜予測＞	平成32年度 (2020年度) ＜県計画目標＞
排出量	3,658	3,393～3,736	3,216～3,781	(未設定)
最終処分量	90	83～93	78～95	74

※第4次滋賀県廃棄物処理計画では、廃棄物種類別の処理率や建設リサイクル推進計画2014の目標値等を考慮し、最終処分量の目標を平成28年より約2割少ない74千トンと設定しています。

3. 産業廃棄物の広域移動の現状

産業廃棄物処理業者の広域移動量について、「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省、平成28年度実績）」から近畿圏（三重県を含む2府5県）の状況を整理しました。

(1) 広域移動量(中間処理および直接最終処分目的での移動(大阪湾フェニックスの実績は除く))

滋賀県は京都府や大阪府、中部、三重県への移動量が多くなっています。

(単位：千トン)

排出府県 処理府県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	総計
三重県	2,411	103	56	103	34	33	29	2,769
滋賀県	45	1,420	144	88	17	9	4	1,727
京都府	7	192	2,239	334	59	34	2	2,867
大阪府	43	127	511	6,784	368	85	58	7,976
兵庫県	23	31	58	1,034	5,800	18	16	6,980
奈良県	15	12	21	353	52	857	15	1,325
和歌山県	3	1	5	223	19	5	1,077	1,333
ブロック内計	2,547	1,886	3,034	8,919	6,349	1,041	1,201	24,977
北海道東北	1	1	10	11	20	0	0	43
関東	5	1	2	17	2	2	0	29
中部	375	155	49	73	37	7	4	700
中国	10	13	44	95	415	526	4	1,107
四国	4	11	56	50	65	0	5	191
九州沖縄	22	11	183	73	324	49	3	665
ブロック外計	417	192	344	319	863	584	16	2,735
総計	2,964	2,078	3,378	9,238	7,212	1,625	1,217	27,712

- ※ 1 総排出量から、排出事業者が脱水や焼却により減量した量を除いたもの。
- 2 中間処理分は、再生利用による減量分を含む。

(2) 広域移動量（直接最終処分目的での移動（大阪湾フェニックスの実績は除く））

最終処分目的で移動した産業廃棄物についてみると、滋賀県の移動量は多くはありません。

（単位：千トン）

排出府県 処理府県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	総計
三重県	206	7	6	11	2	1	2	235
滋賀県	5	87	22	10	2	0	0	126
京都府	0	4	39	4	7	0	0	54
大阪府	0	0	4	62	18	0	2	86
兵庫県	4	0	1	10	83	0	1	99
奈良県	2	8	3	49	7	47	7	123
和歌山県	0	0	0	10	0	0	113	123
ブロック内計	217	106	75	156	119	48	125	846
北海道東北	0	0	0	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	0	0	0	0	0
中部	14	0	4	10	0	3	0	31
中国	3	2	10	24	130	1	0	170
四国	0	0	0	0	12	0	0	12
九州沖縄	3	5	1	18	15	23	0	65
ブロック外計	20	7	15	52	157	27	0	278
総計	237	113	90	208	276	75	125	1,124

※滋賀県から大阪湾フェニックスへの搬入量は、平成 27 年度が 747 t、平成 28 年度が 282 t
（滋賀県産業廃棄物処理構造解析調査より）

4. 近畿圏および周辺県の管理型最終処分場の状況

近畿圏および周辺県（2 府 5 県 + 岐阜県）の管理型最終処分場は 25 施設あり、平成 29 年度時点で残余容量は約 1,327 万 m³となっています。（暫定値）

なお、管理型最終処分場においても安定型品目を受け入れている現状から、安定型品目受入れを含めた管理型最終処分場の残余容量は次のとおりです。

近畿圏および周辺県における管理型最終処分場の施設数と残余容量（暫定値）

施設数			残余容量（千 m ³ ）		
公共関与	民間	合計	公共関与	民間	合計
6	19	25	5,463 (4,082)	7,811	13,275 (4,082)

※覆土を除いた残余容量を把握していない自治体は、覆土込みの残余容量の約 80% を廃棄物のみの容量として推計した

※残余容量の合計のうち、（ ）内は大阪湾フェニックスの残余容量である。

現時点では、県内における管理型最終処分場の拡張の予定はありませんが、民間事業者や大阪湾フェニックス等が管理型最終処分場の拡張を計画しており、今後、埋立容量が約 1,403 万 m³ 増加する見込みです。

近畿圏および周辺県の平成 29 年度の処分量と残余容量から算出した管理型最終処分場の残余年数は、約 17 年となります。

今後の拡張計画を含めた最終処分場の残余年数

残余容量	27,306 千 m ³
最終処分量	1,582 千 m ³ /年
残余年数	17.3 年

※残余年数＝残余容量／最終処分量（平成 29 年度）とする。